

重要事項説明書（居宅介護支援）

1 事業所の概要

事業所名	介護老人保健施設 ラ・クラルテ
所在地	神奈川県横浜市神奈川区菅田町 656-1
事業者指定番号	神奈川県 1450280016号
管理者・連絡先	小川 英樹
サービス提供地域	神奈川区・緑区・港北区・都筑区・旭区・保土ヶ谷区・鶴見区

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	介護支援専門員	1名（兼務）
介護支援専門員	介護支援専門員	1名（常勤兼務1名）
介護支援専門員1人当たり担当利用者数		35名

3 サービス提供地域

神奈川区・緑区・港北区・都筑区・旭区・保土ヶ谷区・鶴見区

4 サービス提供時間

日	月	火	水	木	金	土	祝	備 考	土曜日・日曜日は営業しない（お盆 8月12日～16日 年末年始 12月30日～1月3日まで休み）
	○	○	○	○	○		○		
平日 9：00～17：30									
備 考	苦情処理に関しては営業時間外も対応する。								

5 利用者負担金

- ① 居宅介護支援については、法定受領サービスがある場合は利用者の負担はありません。
- ② 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合でも状況に応じて訪問等を行います。それに伴う交通費の請求はしません。

6 居宅介護支援の提供方法

①利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所または事業所内の相談室とします。

利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うとともに、相談に応じます。

②課題分析の方法は独自のものとします。

7 当事業所サービスの方針

＜ラ・クラルテ居宅の基本理念＞

- ・ 毎日の生活の活性化とリハビリテーションを通しての自立へのサポート。
- ・ 御利用者様の人権の尊重と安全を第一に考えたケアプランの作成。
- ・ サービス提供を通しての御利用者様の生涯の創出へのお手伝い。

上記の理念に基づきご利用者様、ご家族様と良く話し合い、ケアマネジャーは本人と家族に対して複数の事業所提示をして御利用者様と御家族に納得のいくサービス計画書（ケアプラン）を作成します。

8 居宅介護支援の提供開始時の説明

居宅介護支援の提供開始時は下記の内容について説明を行います。

- ①複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。
- ②居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。
- ③当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

9 医療機関との連携

- ①必要に応じて医療機関と情報共有をすることがあります。
- ②居宅サービス計画書を主治医に交付をします。
- ③入院時と退院時に病院側と書面での情報共有をする事があります。
- ④入院した場合介護支援専門員の名前と事業所を入院先にお伝えください。

10 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

11 事故発生時の対応

- ①当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- ②当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- ③当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

1 2 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ② 当該事業所従業員または擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ④ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。 **役職：管理者 氏名：小川 英樹**

1 3 ハラスメント防止について

事業者は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - (2) 故人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求当、性的な嫌がらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により、同様の事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 4 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 5 業務継続に向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供の継続的な実施および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.6 その他運営についての留意事項

- ①事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、また、業務体制を整備します。

- 一、 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 二、 継続研修 年 2 回

- ②従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- ③従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもそれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

- ④この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議とに基づいて定めるものとします。

1.7 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談コーナー	電話番号	045-478-3717
	FAX 番号	045-478-3718
	責任者	小川 英樹
	対応時間	平日 9:00～17:30

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

神奈川区役所 高齢障害支援課	TEL 045-411-7019 〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町 3 番地 8
緑区役所 高齢障害支援課	TEL 045-930-2315 〒226-0013 横浜市緑区寺山町 118 番地
港北区役所 高齢障害支援課	TEL 045-540-2325 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26 番地 1
都筑区役所 高齢障害支援課	TEL 045-948-2306 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
旭区役所 高齢障害支援課	TEL 045-954-6061 〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地 12
保土ヶ谷区役所 高齢障害支援課	TEL 045-334-6394 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2 番地 9
鶴見区役所 高齢障害支援課	TEL 045-510-1770 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1

横浜市役所 健康福祉局 介護事業指導課 ＜居宅サービス・地域密着サービス＞	045-671-3413 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 16 階
横浜市役所 健康福祉局 高齢施設課 ＜施設サービス＞	045-671-3923 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 16 階

神奈川県国民健康保険団体連合会＜国保連＞	TEL 045-329-3447(代表) 〒220-0003 横浜市西区楠町 27 番地 1
----------------------	---

1 4 当社の概要

名称・法人種別	医療法人社団 廣風会
代表者名	廣瀬 隆史
本社所在地・電話	神奈川県横浜市神奈川区菅田町 6 5 6 - 1 電話番号 0 4 5 - 4 7 8 - 3 7 7 7
業務の概要	診療所及び介護老人保健施設
併設事業所	入所部門、短期入所療養部門、通所リハビリ部門が併設されています。

1 5 情報の公表

当施設は情報公表制度に従い、基本情報ならびに調査情報を公表しております。